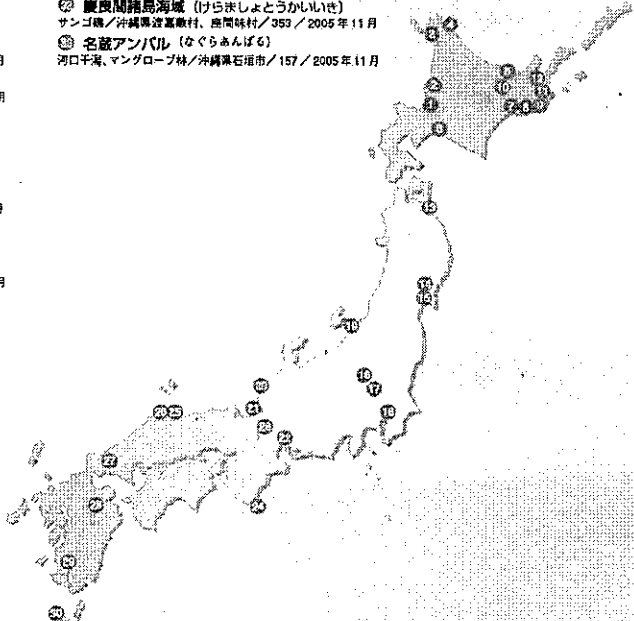


- ◎湿地名  
湿地のタイプ/所在地/面積(ヘクタール)/登録年月
- ◎ 宮島沼 (みやじまぬま)  
淡水湖/北海道美幌市/41/2002年11月
  - ◎ 雨竜沼湿原 (うりゅうぬましづばん)  
基層沼原/北海道雨竜町/624/2005年11月
  - ◎ サロベツ原野 (さろべつげんや)  
基層沼原、中間沼原、低層沼原、淡水湖/北海道空知郡、網走市/2,580/2005年11月
  - ◎ クッチャ口湖 (くच्चやうこ)  
淡水湖、低層沼原/北海道浜頓町/1,607/1989年7月
  - ◎ 濁流湖 (とうりゅうこ)  
淡水湖/北海道網走市、小清水町/900/2005年11月
  - ◎ ウトナイ湖 (うとないこ)  
淡水湖、湖岸河川流域の低層沼原/北海道小清水町/510/1991年12月
  - ◎ 釧路湿原 (くしろしづばん)  
基層沼原、淡水湖、河川/北海道釧路市、釧路町、標津町、標津村/7,863/1980年6月
  - ◎ 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (あつしほこ・べんへんしづばん)  
淡水湖、塩性沼原、河川、低層沼原/北海道厚岸町/5,277/1993年6月
  - ◎ 霧多布湿原 (きりたふしづばん)  
基層沼原、低層沼原、塩性沼原、淡水湖、河川/北海道中標津町/2,504/1990年6月
  - ◎ 阿寒湖 (あかんこ)  
淡水湖/北海道釧路市/1,318/2005年11月
  - ◎ 風連湖・釧路位 (ふうれんこ・しほんくにたい)  
淡水湖、干潟、沼澤、砂州、低層沼原/北海道釧路市、釧路町/6,139/2005年11月
  - ◎ 野付半島・野付湾 (のつげはんとう・のつげわん)  
干潟、干潟、湖沼、淡水湖、基層沼原、砂州/北海道野付町、野付町/6,051/2005年11月
  - ◎ 仏沼 (ほとけぬま)  
基層沼原/青森県三沢市/222/2005年11月
  - ◎ 伊豆沼・内沼 (いずぬま・うちぬま)  
淡水湖/宮城県栗原市、登米市/559/1985年9月
  - ◎ 蕨沼・間水田 (あざぬま・まみずいり)  
基層沼原、淡水湖、低層沼原/宮城県大崎市、栗原市、登米市/423/2005年11月
  - ◎ 尾瀬 (おせ)  
基層沼原、淡水湖/福島県尾瀬村、新藤原町、新藤原町、新藤原町、新藤原町/8,711/2005年11月
  - ◎ 奥日光の湿原 (おくにっこうのしづばん)  
基層沼原、中間沼原、淡水湖、塩水湖/栃木県日光市/260/2005年11月
  - ◎ 谷津干潟 (やつひがた)  
干潟/千葉県野田市新田町/40/1993年6月
  - ◎ 佐潟 (さかた)  
淡水湖/新潟県新潟市/78/1996年3月
  - ◎ 片野輪池 (かたのこまいけ)  
淡水湖、水田/石川県加賀市/10/1993年6月
  - ◎ 三方五湖 (みかたごこ)  
淡水湖/福井県若狭町、美浜町/1,110/2005年11月
  - ◎ 藤前干潟 (ふじまえひがた)  
河口干潟/愛知県名古屋市長瀬村/323/2002年11月



発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課  
 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
 TEL: 03-5521-8284 FAX: 03-3581-7090 メールアドレス: wildlife@env.go.jp

【編集】特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合  
 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル6F  
 TEL: 03-5614-2150 FAX: 03-6908-4187  
 メールアドレス: info@wi-japan.org ホームページ: http://www.wi-japan.org  
 【編集協力】ワイズオフィース

【協力・写真提供者】  
 安藤元一、小林剛史、斎藤さゆり、高橋裕二、弘重岳久、阿茶アイヌ工芸協同組合、阿茶観光汽船株式会社、阿茶湖温泉旅館組合、阿茶湖漁業協同組合、阿茶町商工会青年部阿茶湖支所、阿茶プロジェクトフィッシング協会、厚岸水鳥観察館、NPO法人阿茶観光協会まちづくり推進機構、まじも倶楽部、大崎市、加賀市、釧路国際ウェットランドセンター、釧路市阿茶湖支所観光課、釧路市阿茶町行政センター環境課、釧路市環境部環境生活課、釧路市教育委員会マリモ研究室、(財)自然公園財団阿茶湖支部、(財)前田一歩園財団、佐海水鳥・湿地センター、滋賀県、高橋町、秋芳町、那覇市、宮古島市、日光市、美瑛市、福井県、別府市、北海道釧路支庁地域政策部環境生活課、マリモ保護会、(有)阿茶ネイチャーセンター、米子水鳥公園ネイチャーセンター

# ラムサール条約湿地の ワイズユース

～健やかな湿地、元気な地域への道しるべ～



# ラムサール条約とは

ラムサール条約とは、  
湿地の保全と、  
ワイズユース（賢明な利用）を  
進める条約です。



## なぜラムサール条約というのですか？

ラムサール条約の正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年、イランのカスピ海に面する町、ラムサールで開催された国際会議で採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになりました。生物多様性保全に関する地球規模の条約としては、最も早期に採択されたもので、先駆的な存在となっています。

## ラムサール条約の特徴は？

湿地は、さまざまな生き物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。ラムサール条約は、国際協力によって、湿地の保全とワイズユース（Wise use = 賢明な利用）を進めていくことを目的としています。また、その手段として、交流・学習・普及啓発（Communication, Education and Public Awareness = CEPA）を重視していることが特徴です。

条約の採択当初は、国境を越えて行き来する水鳥の生息地としての湿地の機能に重点が置かれていました。各国の取組が進む中で、水鳥の生息地だけではなく、さまざまな湿地生態系が果たす役割の重要性が広く認められるようになっていきます。

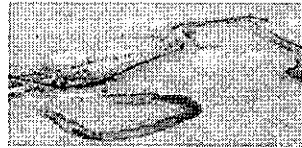
## どのように取り決めがなされるのですか？

3年に1度開催される「締約国会議（Conference of the Contracting Parties 略称：COP）」において、今後取り組んでいく事項や計画、予算などが決議や勧告として採択されます。締約国会議には、締約国のほか、非締約国、国際機関、NGO、自治体などもオブザーバーとして数多く参加し、各自の活動を報告したり、議論に参加したりします。

2005年11月には、第9回締約国会議（COP9）がウガンダの首都カンパラで開催され、約120か国から約1,000人が参加しました。第10回締約国会議は、2008年10月～11月に韓国・慶尚南道の昌原（チャンウォン）市で開催されます。

## 日本はいつ加入したのですか？

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原が最初の条約湿地として登録されました。2007年3月現在、世界154か国が加入しています。アジア地域でも、多くの国が加入しています。



## ラムサール条約の三つの柱

条約の目的である、湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習（CEPA）」。これが条約の基盤となる3つの考え方で、

この三つの柱は、互いに支えあっています。湿地の適切な「保全・再生」には、生態系に配慮した持続可能な「ワイズユース」が不可欠です。「ワイズユース」は、「保全・再生」が行われている健全な湿地の恵みに支えられています。また、「保全・再生」と「ワイズユース」を進めるためには、湿地に関わる関係者の「交流・学習・普及啓発」活動が推進力として大きな役割を果たします。

湿地は、さまざまな動植物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支える大切な資源でもあります。条約では、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であり、湿地の喪失は取り返しのつかないことであると認識し、将来にわたって湿地を保全していくことを呼びかけています。



## ラムサール条約湿地とは何ですか？

条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のことです。

ラムサール条約の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準（15頁の9つの基準）に沿って、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します。これが「ラムサール条約湿地（Ramsar site）」です。

2007年3月現在、世界には1,650の条約湿地があり、総面積は約1億4,960万ヘクタールにのぼります。日本の条約湿地は、2007年3月現在、33カ所、13万2,93ヘクタールです。

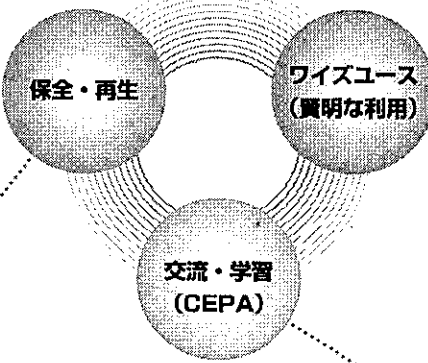
## 湿地とはどんなところですか？

ラムサール条約では、「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい＝塩水）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。」（条約第1条1項）と、定義しています。これには、湿原、湖沼、河川、遊水池、湧水池、カルスト台地の地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁、水田、ため池、水路、ダム湖などが含まれます。



湿地は、私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深い関わりを持っています。このため、ラムサール条約では、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイズユース」を進めることを目指しています。

「ワイズユース」は、健康で心豊かな暮らしや産業などの社会経済活動とのバランスがとれた湿地の保全を推進し、子孫に湿地の恵みを受け継いでいくためのとても重要な考え方の一つです。



湿地が提供するさまざまな恵みや湿地が持つ価値については、人々にまだ十分認識されていないのが実情です。湿地の保全とワイズユースを進めるためには、まずは湿地に関わりを持つさまざまな関係者に対して普及啓発活動を行い、湿地の自然環境に親しむ機会や、湿地の働きや重要性について理解する機会を提供することが重要です。

また、これらの活動を支援し促進するため、関係者が互いに情報や経験を共有し、連携・協力するしくみを設けることも大切です。

# 湿地の恵み、ワズユースとしくみづくり

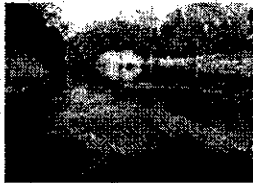
湿地の恵みを賢く使うこと（ワズユース）によって、私たちの暮らしは豊かになり、将来の世代にもこの豊かさを引き継ぐことができます。

ワズユースは、生物多様性が豊かで、健全な湿地から得られる恵みの利用です。またワズユースを支えるしくみとして、普及啓発・ネットワーク・調査研究などの取組を進めることが重要です。

## 湿地の恵み（生態系サービス）

- ①食料、水、燃料等の供給
- ②気候緩和、洪水制御、水質浄化等
- ③精神的充足、美的価値、レクリエーションの機会等の提供
- ④一次生産（光合成）、栄養分の循環、土壌形成等

## 豊かな生物多様性



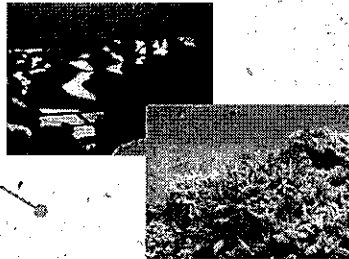
## 湿地のつながり

（集水域・沿岸域等のまとまりの考慮）

湿地は水環境の影響を受けやすく、変化に対して弱いのが特徴です。水の流れは連続しているため、そのまとまりを指す「集水域」や「沿岸域」を考慮することが、湿地の保全・利用の上で重要です。

## 健全な湿地からの恵み

～ワズユースの前提～



## 産業と経済を育てる

- ・漁業
- ・農業
- ・観光業 など



## 知恵・技・心が結び合う暮らしをつくる

- ・憩いと遊び
- ・伝統的な知恵・技



## ワズユース（賢明な利用）

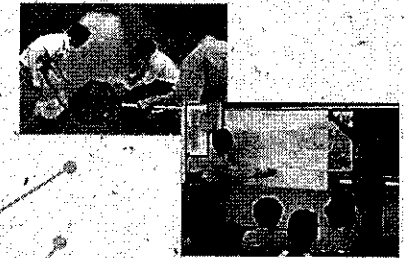


## 保全・再生

- ・清掃・植林
- ・外來生物駆除
- ・希少動植物の保全
- ・シカの食害防止 など

## しくみづくり

～ワズユースを支える手だて～



## 生態系サービスとは

生態系はさまざまな機能の中で、特に人間が恩恵を受けている機能を「生態系サービス」と呼びます。ラムサール条約では、「人々が生態系から受ける恩恵」と定義されています。

私たちは、無償で生態系サービスを得ていますが、森林の消失による土壌崩壊のように、ひとたびそれが失われてしまうと大きな損害を受けます。

## 集水域・沿岸域とは

湧水や雨水は、土地の高さに従って、川や湖沼などの湿地に流れ込みます。水源を森林や伏流水も含めて、流れ込む先の湿地を同じくする流域全体を、その湿地の「集水域」と言います。

「沿岸域」とは、海岸線をほさんだ陸域および海域の、一定の範囲を指します。この中には、干潟、藻場、塩性湿地、砂浜、離浜など、さまざまな環境が含まれます。



## 交流・学習・普及啓発（CEPA）

- ・ワークショップ開催
- ・世界湿地の日
- ・施設での普及啓発
- ・ボランティア育成



## ネットワーク

- ・湿地内の関係主体のネットワーク
- ・全国・ブロックレベルのネットワーク
- ・海外とのネットワーク



## 調査研究・モニタリング



## 計画づくり



## 産業と経済を育てる ～ワイスユースの事例①～

「古事記」では、日本は「豊原瑞穂国（とよあしはらみずほのくに）」、本州は「秋津（=トシノ）國（あきつしま）」と呼ばれています。周囲を海に囲まれ、温暖で多雨な気候の日本は、まさに「湿地の国」と言えます。

生態系に配慮し、持続可能な方法で行われている産業、私たちの心を豊かにする憩いや遊び、世代を超えて引き継がれてきた伝統的な知恵と技は、湿地のワイスユースの代表例です。

### ブランド力のある特産物と観光地づくり

漁業や農業、観光業などは、湿地のさまざまな恵みを活用することで成り立ち、地域の活性化に貢献しています。

近年、自然環境の保全を意識したブランド力のある特産物づくりや「全国区」の観光地づくりが注目されています。徹底した資源管理を行っている漁業、渡り鳥が飛来する水田での農業、自然環境に配慮した観光など、私たちの暮らしを支えるワイスユースが行われています。



### 漁業

シジミ日本一の産地における徹底した資源管理

～宍道湖～

宍道湖は、淡水と海水が入り交じる汽水湖で、シジミの全国漁獲量の約40%を占める日本一の産地です。ここで獲れるヤマトシジミは「宍道湖しじみ」としてブランド化されており、全国的に有名です。シジミは餌の植物プランクトンなどとともに湖水を吸い込んで吐き出すことにより、水をろ過しており、水質浄化に貢献しています。またシジミの漁獲によって、湖の有機物を除去することができるので、富栄養化の軽減にもつながります。

シジミは4メートルより深いところには生息できないため、宍道湖での生息適地は湖全体の3分の1しかありません。宍道湖漁業協同組合では、禁漁区の設定、漁獲量の制限、違反者に対する罰則の規定などにより、自主的な資源管理を行っています。



高品質ブランド商品「カキえもん」と湖の水質保全の取り組み

～厚岸湖・別寒辺牛湿原～

内湾の厚岸湖と汽水湖の厚岸湖では、カキやアサリの養殖が盛ん。特にカキについては、近年になって漁協の徹底した管理の下で品質を高めています。地元産の稚貝にこだわって育てたブランド商品「カキえもん」は、東京の有名店でも使われるなど、高い評価と人気を得ています。

おいしく安全なカキを継続的に生産していくためには、湖の水質保全がどうしても重要になります。厚岸では、漁協が先頭に立って、合成洗剤を石けんに転換する運動を始めました。今では町民のほとんどが協力しています。また、湖に流入する河川の上流部の森林が豊かであることも、カキの漁獲を支えているため、町をあげて植林活動を行うなど、広い視野で湖の環境保全に努めています。



### 農業

生きものあふれる田んぼでつくる「ふゆみずたんぼ米」

～蕨沼・周辺水田～

宮城県蕨沼は、例年数万羽のマガンが飛来して冬をすごす、国内有数のマガンの越冬地です。沼の周辺の水田では、収穫を終えた冬の水田に浅く水を張っておく「ふゆみずたんぼ（冬期湛水水田）」が行われています。「ふゆみずたんぼ」は、飛来したマガンやハクチョウ類に羽を休める場所を提供するばかりでなく、イトミミズがつくる「とろとろ層」による抑草効果や糞による農地の肥沃化など、農家にとっても恩恵をもたらしています。

このような取り組みが評価され、蕨沼だけではなく、沼をとりまく水田も一体のものとしてラムサール条約湿地に登録されました。ふゆみずたんぼで無農薬・無化学肥料で作られた「ふゆみずたんぼ米」は、渡り鳥と人間の共生をアピールする特産品として販売されています。



### 観光

官民の協力による湿原保全と入山者対策

～尾瀬～

高層湿原が広がる尾瀬は、国立公園の核心部として原生的な自然が保たれています。一方、年間35万人程度の入山者があるため、自然環境に負荷をかけない利用が課題となっています。このため、尾瀬保護財団を始め、関係行政機関、自治体、事業者などの連携・協力により、自然保護と観光利用の両立を目指した取り組みが進められています。湿原には木道が整備されているほか、マイカー規制、ゴミ持ち帰り運動や公衆トイレの整備、湿原の植生復元事業などが行われています。同時に、ビジターセンターや案内標識などの施設整備により、利用面の充実化も図られています。

高層湿原の観光地としては、ほかに奥日光の湿原、雨竜沼湿原などが知られています。



湖管理や水位管理による管理と利用

～佐潟～

佐潟は、ハクチョウ類の飛来地として、また、オニバスをはじめ希少な水生植物の自生地として知られています。昔から、地域の人々によって、農業用水としての利用や漁業、運根の採取などが行われ、夏は、村をあげて湖底の枯れた植物やドロの清掃活動「濁普請」をおこない、春はドロを岸辺の潟田にあげて有機肥料として利用するなど、人々の暮らしと密接に関係しながら潟が保全されてきた歴史があります。

近年は、社会環境の変化や潟の自然遷移が進んでいく中で、かつての活動を参考に、現代版「濁普請」を地元住民が主体となり、NGO、行政の協力を得て実施しています。また、保全の視点からの伝統的な水位管理も地元住民の手で行われているほか、コイ・フナ漁、盆花用のハスの花取り、運根採取などが引き継がれ、行われています。

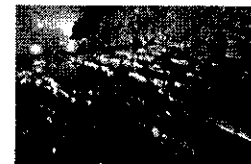


日本最大のカルスト地形、国内最大級の鍾乳洞

～秋吉台地下水系～

日本最大のカルスト台地、秋吉台の地下にある鍾乳洞、秋芳洞には、年間約90万人の観光客が訪れます。約10キロメートルの総延長のうち、約1キロメートルが観光用に公開されています。洞内は、年間を通じて気温が17℃と一定で、百枚皿、黄金柱、千畳敷などと名づけられた、長い年月をかけて形成された自然の造形美を楽しむことができます。

ここでは、地元に残したスタッフが、未公開洞窟の探検や秋吉台の草原ウォーキングのガイドなどを行う「秋吉台観光ディレクター制度」があります。観光客の要望にきめ細かく対応し、満足度を高める工夫がなされています。



# 知恵・技・心が結び合う暮らしをつくる ～ワイ スユースの事例②～

## 憩いと遊び

湿地は、私たちに憩いと遊びの場を与えてくれます。湿地の豊かな自然と美しい景観は、訪れる人々にやすらぎをもたらしてくれます。また、湿地の保全に配慮しながら、ハイキング、バード

## 憩い

湖のある風景が地元の誇りに

～矢道湖、三方五湖～

シジミで知られる矢道湖は、湖に浮かぶ緑ヶ島をバックに沈む夕日の美しさでも有名です。日没時になると多くの人々が湖畔を訪れ、一日の疲れを癒したり、会話を楽しんだりしており、湖に映える美しい夕日は地元の誇りになっています。夕日鑑賞スポットやサンセットクルージングなど、夕日をじっくり楽しむ方法も豊富に用意されています。

三方五湖は、日本海とつながる5つの湖の色が微妙に違って見えることから、「五色の湖」とも呼ばれています。美しい湖の景色を堪能できるドライブコースや遊覧船があり、訪れる人々にと



って魅力になっています。湖の環境を守るため、地元ボランティアによる清掃活動、学校での環境学習などを通じて環境保全活動が行われています。

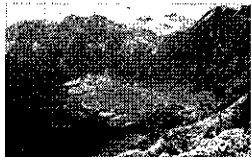
ウォッチング、ダイビング、カヌーなどを楽しむことは、私たちの心を癒し、体を元気にしてくれるワイズユースといえます。

響を告げる野焼きが維持する湿原景観

～くじゅう坊ツツル・タテ原湿原～

くじゅう坊ツツル・タテ原湿原は、九重火山群に囲まれた盆地や山麓に形成された中間湿原です。湿原特有の植物群落や希少植物が見られ、火山と草原が織りなす美しい景観と点在する温泉を求めて多くの観光客が訪れます。ミヤマキリシマが咲く初夏や夏山シーズン、秋の紅葉の時期はとくににぎわいをみせます。

この湿原景観は、地元の人々がボランティアの協力を得て毎年行っている野焼きによって維持されています。湿原は放っておくと森林に移行してしまうため、低木が茂らないよう、毎年事前に火を入れて枯れ草を焼きます。野焼きは重労働を伴いますが、焼いた後には新しい草が芽吹き、夏には鮮やかな緑の湿原になります。



## 遊び

自然に臨んで遊び

～クッチャロ湖、霧多布湿原など～

クッチャロ湖、ウトナイ湖、風蓮湖・春国岳、弘沼、伊豆沼・内沼、谷津干潟、藤前干潟、琵琶湖など、数多くの湿地は渡り鳥の重要な飛来地となっており、遠く海を越えて渡って来た鳥たちを観察するバードウォッチングが盛んです。これらの湿地では、観察施設などでフィールドマナーの指導がなされているほか、自然環境の保全のため、鳥類生息調査や水質調査、清掃活動などが行われています。

霧多布湿原では、NPO、民間業者などにより、カヌーや湿原ガイドウォーク、昆布干し体験など、湿原の四季と地元産業を体感できるエコツアーが多数実施されています。厚岸湖・別荘辺牛湿原では、タンチョウの繁殖への影響軽減のため、カヌーの1日



## 伝統的な知恵と技

古くから伝わる知恵や技(わざ)には、資源を枯渇させず、湿地がもたらす恵みを持続的に利用することにより、暮らしに役立てていたものがみられます。ワイズユースの考え方は決して新しいものではなく、実は私たちが受け継いできたものでもあるのです。地域の伝統的な知恵や技を再発見し、現代に応用することも

有用です。

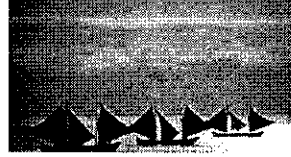
また、海や川、湖などの渚地にまつわる祭りや歌は全国に数多くあります。祭りや歌を通じて自然とその恵みに感謝するところを大切に、将来に伝えていこうという考え方がワイズユースにつながります。

## 知恵と技

「打瀬舟」による穏やかな漁法

～野村半島・野付湾～

野村半島の砂嘴に囲まれた野付湾では、浅い湾内に広大な海草のアマモ群落広がっており、ホッカイシマエビの生息場所になっています。ここでは、漁船のスクリューでアマモを傷つけないよう、動力を使わず風の力を利用した漁法をとっています。白い三角形の帆をあげた船「打瀬舟(うたせぶね)」を流しながら網を引く独特の漁法は、明治時代から続けられており、夏から秋の野付湾の風物詩になっています。また漁協では、漁期や1日の漁獲量、網目の大きさなどを制限し、厳しい資源管理を行っています。



穏やかな漁法により餌を使わないで獲るため、ひげ1本も折れていない、臭みのない優良なエビが獲れ、高値で取引されています。

命のゆりかご、ヨシの保全と活用

～琵琶湖～

日本最大の湖である琵琶湖の湖岸は、かつて広大なヨシ原に覆られていましたが、干拓や開発により、その多くが消失しました。ヨシ群落は、魚の産卵場所や稚魚の生息場所の提供、水質浄化、湖岸の浸食防止など、さまざまな機能を持っています。滋賀県では、ヨシ群落の果たす役割を見直し、1992年にヨシ群落の保全に関する条例を制定しました。この条例に基づき、ヨシの植栽や刈り取り、清掃などが県民の参加も得ながら行われています。刈り取られたヨシは、腐葉土やヨシ紙への加工に加えて、「びわ湖ヨシたいまつまつり」などのイベントや環境学習で活用されています。



「坂網罟」による伝統的なカモ猟

～片野鴨池～

片野鴨池では、江戸時代から「坂網」と呼ばれる特殊な投げ網によるカモ猟「坂網罟」が行われています。鴨池に生息するカモは、屋間は鴨池で休息し、夜になると周辺の水田に採餌に飛び立ちます。この習性を利用して、日没時に池の周辺の丘で待ち伏せし、丘を飛び越えて行くカモに向かって、大きな三角形の網を投げ上げて捕獲するのが坂網罟です。カモを一度に取り尽くさず、必要な分だけ捕獲するしくみで、石川県の有形民俗文化財にも指定されています。地元の捕獲組合では、猟期や猟区、捕獲数を決めているほか、鴨池の環境保全にも取り組んでいます。

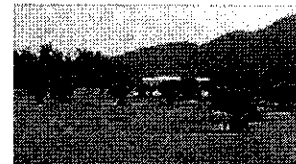


地域の人々により受け継がれる「目玉蟹の歌」

～名蔵アンバル～

名蔵アンバルには、「アンバルヌ・ミーニダガーマ・ユンタ(アンバルの目玉蟹の歌)」という古いカニの歌があります。名蔵アンバルに今も棲む12種類のカニの姿や生態が究明に探り込まれており、それぞれのカニの形態と動きの特徴から見事に擬人化されています。地域の人々にとって、湿地とそこに生息する生きものが身近な存在であったことを文化として伝えていく例と言えます。

近年、踊りを新たに創作して歌を復活させ、子どもたちが踊るようになりました。



# しくみづくり ~ワイスユースを支える手だて①~

## 交流・学習・普及啓発 (CEPA : Communication, Education, and Public Awareness)

ラムサール条約においては、湿地の保全とワイスユースを進めたいツールとして、「交流・学習・普及啓発 (CEPA)」が重視されています。2002年の第8回締約国会議において、「2003-2008年交流・学習・普及啓発プログラム」を採択し、関係主体に活動を呼びかけています。

湿地の働きや重要性、私たちの暮らしとのつながりについて、特に湿地の周辺で生活する人々に理解してもらうことが、保全とワイスユースを進める推進力になります。国内の条約湿地においても、CEPAに関するさまざまな取組が積極的に行われています。

### 地域の人々の参加によるワークショップ開催 ~阿寒湖など~

阿寒湖では、2007年に環境省主催により、ワイスユースについて知り、考えるワークショップが開催されました。阿寒湖の保全や利用に関わる関係主体の参加を得て、森林の保全管理や漁業資源管理など、これまで行われてきたワイスユースの取組を再認識する機会となりました。また、よりよい地域づくりに向けた課題や方策について意見交換がなされました。

中海を抱える鳥取県では、県職員を対象にラムサール条約をテーマとした研修が行われたほか、瀧湯湖、仏沼など多くの湿地で、市民を対象としたワークショップなどが開催されています。

### 「世界湿地の日」を記念したイベント ~中海など~

ラムサール条約では、条約が採択された1971年2月2日を記念して、毎年2月2日を「世界湿地の日」に定めています。毎年設定されるテーマに沿って、条約事務局が作成したポスターやステッカーなどが各国に配布されます。世界中でこの日を記念したイベントや活動が積極的に実施されており、条約事務局に報告された取組はホームページで紹介されるしくみになっています。

国内の条約湿地でも、さまざまなイベントが行われています。中海の米子水鳥公園では、湿地への感謝の言葉を書き込んで絵をつくる「ぐるぐるアート作り」やクイズなどを行い、地元の子どもたちが多く参加しています。釧路国際ウェットランドセンターでは、地域住民を対象に、冬の湿原をS Lで防れ、動植物の観察やワカサギ試食をする体験プログラムを実施しています。



### 水鳥・湿地センターを基点にした普及啓発活動 ~渡湖など~

那覇市街の南に位置する渡湖には「渡湖水鳥・湿地センター」があり、地元の子どもたちやバードウォッチャーが頻りに訪れます。水鳥と湿地の保全について理解を深めるための自然観察や普及啓発の場として、2003年にオープンした施設です。環境省と地元自治体で構成される協議会により管理運営され、スタッフによる展示解説のほか、干潟やマングローブの生き物観察会やアート教室などが開催されています。

水鳥・湿地センターは、渡湖のほか、宮島沼、クッチャロ湖、ウトナイ湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、佐潟、藤前干潟、琵琶湖にもありますが、その他の湿地でも、さまざまな主体によりビジターセンターや観察・教育施設が設置されており、情報発信や普及啓発活動の拠点となっています。

### 「ガタレンジャー」育成から広がるボランティア活動の輪 ~藤前干潟~

藤前干潟では、地元のNPOが、観察施設のスタッフ業務や自然観察会の企画・実施、学校団体などの現地学習の講師・補助業務を行うボランティア、通称「ガタレンジャー」の養成講座を開いています。修了生は、さまざまな形で藤前干潟の魅力や重要性を多くの人々に伝えています。

国内の多くの湿地で、市民によるボランティア活動が広がっており、観察・教育施設での解説、自然観察会の講師、湿地の保全管理活動、調査の補助など、さまざまな面で活躍しています。



## ネットワーク

湿地の保全とワイスユースの推進には、関係行政機関、自治体、観察・教育施設、NGO、専門家など、関係主体の連携・協力が不可欠です。条約湿地間の情報交換を行い、お互いの経験から学

びあうことも視野を広げ、取組を推進することにつながります。また、日本の多くの湿地では、海外の湿地との提携や湿地ネットワークづくりが進められています。

### 湿地内の関係主体によるネットワーク ~琵琶湖など~

条約湿地内の関係主体間のネットワークとして、「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」があります。国内最大の条約湿地、琵琶湖は、最も多くの関係自治体を抱える湿地でもあります。この協議会は、滋賀県と琵琶湖沿岸の市町が、琵琶湖のワイスユースに連携・協力して取り組むために設立されました。研修交流会、琵琶湖一斉水鳥観察会などの開催、ホームページ作成や会報の発行などの活動を行っています。

そのほか、瀧湯湖、クッチャロ湖、風蓮湖・春国岳、仏沼、伊豆沼・内沼、谷津干潟、佐潟、片野鴨池、三方五湖、串本沿岸海域、中海、穴道湖、瀧湖、慶良間諸島海域など、多くの条約湿地において、保全と賢明な利用の推進を目的とした行政機関や関係団体間のネットワークが設置されています。



### 全国・ブロックレベルの湿地ネットワーク

条約湿地の全国レベルのネットワークとしては、国内の条約湿地の関係市町村で構成される「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」があります。関係市町村間の情報交換と協力を進めることにより、地域レベルの湿地保全活動を促進するために設立されました。年1回の担当市会議と3年に1回の市町村長会議を開催しているほか、ホームページで各条約湿地の概要や最新情報、ラムサール条約に関する情報を発信しています。

12カ所の条約湿地がある北海道では、道内の条約湿地の施設機関・団体により構成される「北海道ラムサールネットワーク」と、道内の条約湿地の関係自治体により構成される「北海道ラムサール条約登録湿地市町村連絡会議」が設立されており、活動を行っています。

### 海外の湿地とのネットワーク ~谷津干潟など~

ラムサール条約では、湿地保全に関する情報交換と交流を進めるため、海外の湿地との姉妹提携や湿地ネットワークの形成が奨励されています。

日本では、谷津干潟とオーストラリア・プリズベン市のブーンドル湿地が姉妹提携を結んでおり、市民や学校同士の交流が長年に渡って行われています。そのほか、釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原とオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンターリバー湿地、名古屋市とオーストラリア・ビクトリア州のジロング市が湿地提携を結び、国際交流事業を行っています。

2006年には、アジア太平洋地域の渡り鳥とその生息地の保全を目的とした国際協力の枠組み、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足しました。パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークには、ラムサール条約湿地を含む国内の渡り鳥生息地が数多く参加しています。



# しくみづくり ~ワイズユースを支える手だて~

## 調査研究・モニタリング

科学的なデータを収集し、湿地の状態とその変化傾向、湿地をとりまく社会経済的な状況を知ることは、ワイズユースを進める上で重要な基礎情報になります。

### 自然再生事業などによる調査研究

～ 釧路湿原、サロベツ原野など～

釧路湿原では、周辺での人間活動の影響により、湿原の面積減少や乾燥化、野生生物の減少が進んでいます。このため、環境省を含む関係行政機関、専門家、NGO、地域住民などの連携により、2003年には自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」が発足し、自然環境調査など各種調査研究を行い、自然再生事業を実施しています。

サロベツ原野では、農地造成、道路整備、河川改修等の開発や泥炭採掘等、多様な人間活動の影響により、地下水位が低下し、湿原の乾燥化が進んでいます。このため、2005年には自然再生推進法に基づく「上サロベツ自然再生協議会」が発足し、関係行政機関、専門家及び地元関係団体が連携を図りつつ、湿原の調査研究や湿原と農業の共生に向けた自然再生事業を推進しています。

屋久島永田浜は、アカウミガメの産卵地として知られています。この産卵環境を保全・管理するため、NPO法人「屋久島

みがめ館」が設立され、アカウミガメの生態調査・研究、産卵シーズン中のパトロールと孵化までの監視、砂浜の清掃などを行っています。

串本沿岸海域では、串本海中公園センターの専門家により、サンゴの分布状況、オニヒトデの発生状況などの定期的なモニタリングが行われています。

また、絶滅危惧種ベッコウトンボの生息地となっている蘭牟田池では、薩摩川内市が条例を改正し、ブラックバスやブルーギルなど外来魚の再放流を禁止しました。釣り上げられた外来魚の回収、監視・指導などに力を入れています。



## 計画づくり

さまざまな主体が連携し、湿地の保全やワイズユースを進めたいためには、明確な目標と具体的な手段を定めた計画を作成し、関係者で共有することが必要です。

### 湿地保全を目的とした計画

～ 宮島沼、佐潟など～

マガンの国内有数の中継地となっている宮島沼では、2002年に美明市によって「宮島沼保全活用計画」が策定されました。市民参加のワークショップにより市民の意見を業約し、宮島沼とマガンの保全に向けて「自然」「農業」「観光」「人・教育」の4つの視点から目標と方向性を定めています。

佐潟では、条約湿地への登録を受けて、新潟市が2000年に「佐潟周辺自然環境保全計画」を策定し、さらに2006年には条約のガイドラインも参考にしながら、進捗状況の評価、計画内容

の改訂を行っています。計画では、地域住民の参加と集水域を含む広域的な管理を基本とし、保全とワイズユース推進のための目標と具体的な取組内容、実施主体などを定めています。

そのほか、伊豆沼・内沼では、1992年に宮城県が策定した「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」に基づいて関係機関が連携し、水質改善、浅底化防止、湖辺環境整備などに取組んでいるほか、クッチャロ湖では、1999年に北海道が「クッチャロ湖湿原保全プラン」を策定し、湖が抱える課題と、保全に向けた考え方をまとめている。



## 地元の湿地の特徴を知って、より良いワイズユースを進めよう

ワイズユースのあり方は、それぞれの湿地の自然環境の状態や、湿地をとりまく社会経済的な条件などによって大きく異なります。より良いワイズユースに向けた取組の第一歩として、自分たちの湿地の特徴や課題について整理してみましょう。

日本の条約湿地のワイズユースを評価するために、以下の9つの評価項目を挙げてみました。阿寒湖で実施したワークショップの成果を例として記載してありますので、これを参考に、自分たちの湿地でも取り組んでみましょう。湿地の保全と利用に関係するさまざまな団体に集まってもらい、意見交換するとさらに効果的です。



項目	特徴・取組範囲	課題	今後の対策
生物多様性と生態系サービス	水と空気がおいしい。 多様な生きものが棲んでいる。 水源地の森林に立ち入り制限区域を設けている。	・エゾシカによる森林被害が大きい。 ・マリモについての住民の理解が不十分。	・マリモ生息地の復元活動を行う。 ・自然のすばらしさや価値観を地元住民が共有できるようにする。
集水域・沿岸域	エゾシカの害害防除対策や森林整備により、水源域や湖周辺の森林は豊かである。 生活排水が阿寒湖に入らないよう、下水道を整備し、水質も維持されている。	・周辺の森林や沼などについて、地元住民の関心が低い。	・周辺の森林や水源域などで地元住民対象のイベントを開催する。 ・地元の人が湿地や周辺の森林について考える機会を増やす。
産業	国内外から観光客が景色や温泉を楽しむにやってくる。 冬は氷上で体験型イベントを行っている。 漁業禁止区域を設け、採卵・ふ化・養殖など資源管理を徹底している。	・観光と自然保護の両立。 ・個人客を対象とした新しい観光商品の開発。 ・年々ワカサギが減っている。	・個人客に対して、魅力的な観光プランを提示する。 ・エゾシカ肉やワカサギなどの地元の食材を商品として売り立つようしていく。 ・マリモについてわかりやすく展示する。
憩い・遊び	釣り、バードウォッチング、森林浴等が行われている。 フライフィッシングは、禁止区域やキャッチアンドリリースなどのルールを設定している。	・フライフィッシングのルールを守らない人がいる。	・フライフィッシングのルールを多くの人が理解してもらえよう、普及啓発を行う。
伝統的な知識と技	アイヌの人々の自然を敬い感謝する伝統的な精神を形にした「まりも祭り」が行われている。	・マリモが濫採される。	・まりも祭りをさらに見直しさせる。 ・湿地でとれる食材を使った料理を広める。
交流・学習・普及啓発	幼稚園、小学校で体験学習を行っている。子どもたちは湿地を大切に思っている。	・大人になってから移り住んだ人を中心に、湿地について知識がない人もいる。	・専門家たちの協力を得た、交流を含むワークショップを開く。 ・他のイベントと合わせて「世界湿地の日」に取り組む。
ネットワーク	ワークショップを開催し、観光業者や漁師、行政などの間で意見の共有を図っている。	・他の地域の条約湿地等とのつながりがあまりない。	・他のラムサール条約湿地との交流を図っていく。
調査研究・モニタリング	マリモ復元のための調査・研究を行っている。 ・漁業に関する調査を毎年行っている。	・湿地周辺で行われている調査・モニタリングがあまり知られていない。	・調査・研究の成果を地元住民に報告する場を設ける。
計画づくり	湿地の管理・運営のための委員会や計画がある。	・保全とワイズユースの概念が地域の計画に十分反映されていない。	・地域の計画に保全やワイズユースの考えをより明確に盛り込む。 ・ワイズユースについて自己分析・自己評価を行う。

# ラムサール条約関連用語

## 締約国会議

**Conference of the Contracting Parties (COP)**  
締約国が参加して、3年に1度開催される条約の意思決定機関。条約の実施状況、計画、予算、運営体制等について討議され、決議や勧告が採択される。非締約国、国際機関、NGOなどもオブザーバー参加可能。日本では、1993年に釧路市で第5回締約国会議が開催され、国内およびアジア地域においてラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

## 議決案・勧告

締約国会議で決定された内容は、「決議」または「勧告」として採択され、採択された会議毎に連し番号が付けられている。COP8以降、「勧告」はなくなり、「決議」に一本化されている。

## ラムサール条約事務局

スイス・ジュネーブの近郊、グランに置かれている。締約国会議の開催、国際的に重要な湿地に係る登録簿の管理、締約国への助言・情報提供など、条約の実施に関する日常業務を行う。  
条約事務局が管理するホームページ (<http://www.ramsar.org>) には、世界の条約湿地に関する情報、過去の会議文書、技術ガイドライン、最近のニュースなどが掲載されている。

## 締約国委員会

締約国会議と締約国会議の間、条約の実施と運営状況を監督する機関。世界の各地域の地域代表などがメンバーとなっており、年に1回開催開催されている。

## 科学技術検討委員会

**Scientific and Technical Review Panel (STRP)**  
科学・技術的な面から、条約の実施について検討・助言などを行う委員会。専門家と国際 NGO 代表から構成されている。条約湿地の選定基準の見直し、賢明な利用の概念整理、締約国会議に提出する決議案のレビューなどを行っている。

## 国際的に重要な湿地に係る登録簿

条約に定められた国際的に重要な湿地の選定基準を満たし、各締約国にラムサール条約湿地として指定され、登録された湿地のリスト。条約事務局で管理している。

## 湿地地情報票

**Information Sheet for Ramsar Wetlands (AIS)**  
条約湿地の概要や生態学的な特徴など、基礎情報を記載する書式。登録時に条約事務局に提出し、定期的に更新する。

## 締約国報告書

各締約国が、締約国会議毎に提出する、自国の条約の実施状況、条約湿地の現状などに関する報告書。ラムサール条約のホームページで公開されている。

## モニタリングレポート

生態学的特徴を損なうような変化が限りに起こっている、または起こりつつある、起こるおそれがある条約湿地のリスト。優先的な保全措置を必要とする条約湿地への注意喚起を目的としており、当該湿地の締約国の要請または承認によって掲載される。

## 世界湿地の日 World Wetlands Day (WWD)

条約の採択日(1971年2月2日)を記念して、毎年2月2日は「世界湿地の日」とされている。毎年テーマが設定され、ポスターなどが事務局から配布される。この日には、湿地の保全とワズコースを啓発する機会として、観音会や清掃活動、植林などさまざまなイベントが世界中で実施されている。条約事務局に報告された活動はホームページで紹介される。

## ラムサール条約推進国内連絡会議

条約の助成に基づき、日本国内でラムサール条約の実施を推進するために設置された組織。関係省庁、条約湿地の関係自治体、NGO代表で構成されている。

## ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

日本国内の条約湿地の関係市町村による連絡会議。関係市町村間の情報交換や協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として設立された。2007年3月現在、33湿地の関係54市町村が加入している。

## 湿地のタイプ

※ラムサール条約決議案13付録第1にもとづく分類法で、一部省略に表記。

### ◎海洋沿岸域湿地

- A 低潮時6m以浅の浅海域
- B 海洋の潮下帯域(藻場を含む)
- C サンゴ礁
- D 海域の岩礁
- E 砂浜海岸(砂州、砂嘴、砂丘を含む)
- F 河口域(河口水域とデルタ河口)
- G 干潟(泥質、砂質など)
- H 潮間帯湿地(塩性湿地、沼沢地など)
- I 潮間帯森林湿地(マングローブ林など)
- J 沿岸域の汽水・塩水湖沼
- K 沿岸域の淡水湖沼
- Zk(a) 海洋沿岸域のカルスト、洞窟性水系
- ◎内陸湿地
- L 内陸デルタ

- M 河川(涌を含む)
- N 季節的・一時的な河川
- O 淡水湖沼
- P 季節的・一時的な淡水湖沼(泥炭層を含む)
- Q 塩水湖、汽水湖、アルカリ湖
- R 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ湖
- Sp 塩水・汽水・アルカリ性沼沢地、水たまり
- Ss 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ性沼沢地
- Tp 淡水沼沢地、水たまり
- Ts 季節的・一時的な淡水沼沢地、水たまり
- U 樹林のない泥炭地(高層・中間・低層泥炭)
- Va 高山湿地(雪解け水の一時的水域を含む)
- Vt ツンドラ湿地
- W 灌木の優占する湿原(低木湿地林)
- Xf 樹木の優占する湿原(淡水)

- Xp 森林性泥炭地
- Y 泉、オアシス
- Zg 地熱性湿地
- Zk(b) 内陸のカルスト、洞窟性水系
- ◎人工湿地
- 1 養殖池
- 2 たため池
- 3 水田、灌漑地
- 4 季節的に河水する農地
- 5 塩田
- 6 貯水池、ダム
- 7 採掘現場・跡地
- 8 廃水処理区域
- 9 運河、用水路
- Zk(c) 人工のカルスト、洞窟性水系

## 国際的に重要な湿地を指定するための基準

- 基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプや固有のタイプの湿地、または希少なタイプの湿地
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- 基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動物種を支えている湿地
- 基準4: 動物物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地、または悪条件の期間中に動物物の避難場所となる湿地
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地
- 基準7: 固有な魚類の繁殖、産卵、稚魚の育成を支えている湿地、また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地
- 基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の育成場として重要な湿地、あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地

- 基準9: 腐類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群で、個体群の1%以上を定期的に支えている湿地
- (注) 魚類: 魚、エビ、カニ・貝類

## 日本の湿地登録の条件

- 日本は、次の条件を満たしている湿地を登録しています。
1. 国際的に重要な湿地であること(上記9つの基準のいずれかに該当すること)
  2. 国の法律(自然公園法、鳥獣保護法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
  3. 地元自治体などの登録への賛意が得られること。

★日本で登録されているラムサール条約湿地は、2007年3月現在、全国で33か所です。

## 参考資料

⇒日本の条約湿地について知りたい人は――

### 「日本のラムサール条約湿地」

日本の湿地の概観と、日本のラムサール条約湿地33か所を紹介している。発行: 環境省  
[http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/pamph02/index.html](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/pamph02/index.html)

⇒ラムサール条約について知りたい人は――

### 「ラムサール条約と条約湿地」

ラムサール条約の基本的な解説、湿地の定義、日本での条約湿地の登録要件についてなど。発行: 環境省  
[http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/pamph/index.html](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/pamph/index.html)

⇒湿地について知りたい子どもたちには――

### 「湿地と私たちの暮らし」

小学5年生以上を対象に作った、湿地とラムサール条約を知るための冊子。発行: 環境省  
[http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/pamph03/index.html](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/pamph03/index.html)

⇒もっと詳しく知りたい人は――

### 「ラムサール条約締約国会議の記録」

環境省では、ラムサール条約締約国会議で採択される決議について、第6回から日本版訳を行い、冊子及びインターネットで配布・公開している。発行: 環境省

### 「ラムサール条約 その歴史と発展」

ラムサール条約の成立に多大な貢献をしたG.V.I. Matthews博士による原書を邦訳したものである。発行: 釧路国際ウェットランドセンター

### 「湿地の経済評価」

湿地にはどのような価値があるのか、という副題のとおり、経済的な観点から湿地の評価を試みたもの。原著は1997年にラムサール条約事務局より発行。発行: 釧路国際ウェットランドセンター

### 「ラムサールハンドブック」

ラムサール条約と日本の湿地について、体系的な情報をコンパクトにまとめた解説書。発行: 自然情報研究所(NIO)

### 「ラムサール・スピリットと湿地のワズコース」

ラムサール条約のワズコースの概念とその発展について解説し、1993年の第5回締約国会議の結果を踏まえ、「ワズコースの評価基準」を提案している。発行: 日本国際湿地保全連合

### 「湿地の管理 ラムサール条約に基づく湿地の賢明な利用」

条約事務局が2004年に発行した「賢明な利用ハンドブック 第2版第8巻」の邦訳版。湿地の保全管理のための枠組みに関する手引に書。発行: 日本湿地ネットワーク

## ラムサール条約と条約湿地の関連ホームページ



- ◎環境省 <http://www.env.go.jp/>
- ◎外務省: ラムサール条約 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rmsl.html>
- ◎ラムサール条約事務局(英語) <http://www.ramsar.org/>
- ◎環境省生物多様性情報システム(条約本文) [http://www.biodic.go.jp/biolaw/law\\_ft.html](http://www.biodic.go.jp/biolaw/law_ft.html)
- ◎日本の重要湿地500 <http://www.eizenken.biodic.go.jp/wetland/>
- ◎水鳥・湿地センター <http://www.env.go.jp/nature/ramsar/waterfowl/index.html>